

第3回地方法人課税に関する検討会
愛知県ヒアリング説明資料

平成30年8月29日
愛知県

平成31年度税制改正に向けた地方法人課税の 議論に当たっての愛知県の考え方

平成31年度税制改正に向けた地方法人課税の議論に当たっての愛知県の考え方①

1. はじめに

○ 法人事業税の暫定措置（地方法人特別税・譲与税制度）については、既にこれまでの税制改正で決定されているとおり、期限の到来をもって、当然かつ確実に廃止されるべき。

※ 本県では、この暫定措置とリーマンショックにより大幅な税収減が生じて交付団体となり、多額の臨時財政対策債の発行等により対処する厳しい財政運営を行ってきた。

2. 議論に当たっての基本的な考え方

○ そもそも、我が国の社会構造や経済活動の実態と税源は密接に関わるものであり、税源が適切に帰属しているかどうかは議論のベースとなるべきである。それを越えて地方税で財政調整を行うような議論が進められることになると、結果として地方税の原理原則を歪めることになるのではないか。

○ 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たり地方自治体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるとの考え方に基づいて課税されるもの。

○ これを踏まえると、持ち株会社制度の普及やインターネット取引の急速な拡大、フランチャイズ制など、企業活動の多様化等により、現行税制の仕組みでは追いついていない部分があるのだとすれば、まずは法人事業税の本来の性格を踏まえて、「税源の適切な帰属」の観点から幅広く税制の議論が進められるべきではないか。

○ 法人の事業活動は地方部にありながら、実際の税収が都市部に集中するような構造になっているのであれば、法人の事業活動の実態に合わせた税の捕捉のあり方を検討するのは、むしろ、望ましいことと言える。

○ 地方税制での議論を経てもなお、地域間のバランスを考えて財政力格差が課題として残る場合には、財源調整機能と財源保障機能を有する地方交付税制度や、地方譲与税制度等も含めた地方財政制度全体として、どのような姿を目指していくのか、順序立てて、丁寧に議論を積み重ねていくことが必要ではないか。

平成31年度税制改正に向けた地方法人課税の議論に当たっての愛知県の考え方②

3. 地方法人課税を含む地方税

- 地方法人課税を含む地方税には、行政サービスの受益と負担という基本的な原則があることや、地方法人課税が地方自治体にとって企業誘致等の税源涵養のインセンティブになっていること、都市部及び地方部の行財政需要や果たす役割なども踏まえ、今後の地方税及び地方法人課税のあるべき姿を見据えて十分に検討・議論されることが必要。

4. 財政運営

- 全ての地方自治体が予見可能性を持つことができ、財政運営等に支障が生じないように、適切な措置が講じられることが必要。
- ※ 近年、地方税収は全体として増加しているが、本県の県税収入は、外形標準課税の拡大を含む地方法人課税に関する累次の税制改正による影響が大きく、地方法人特別譲与税を含めても、リーマンショック前の水準には至っていない。
- ※ 法人二税収入では、リーマンショック前の平成19年度決算額約6,300億円に対し、平成30年度予算額では約3,500億円程度、地方法人特別譲与税約1,100億円を含めても約4,600億円と約7割程度となっている。

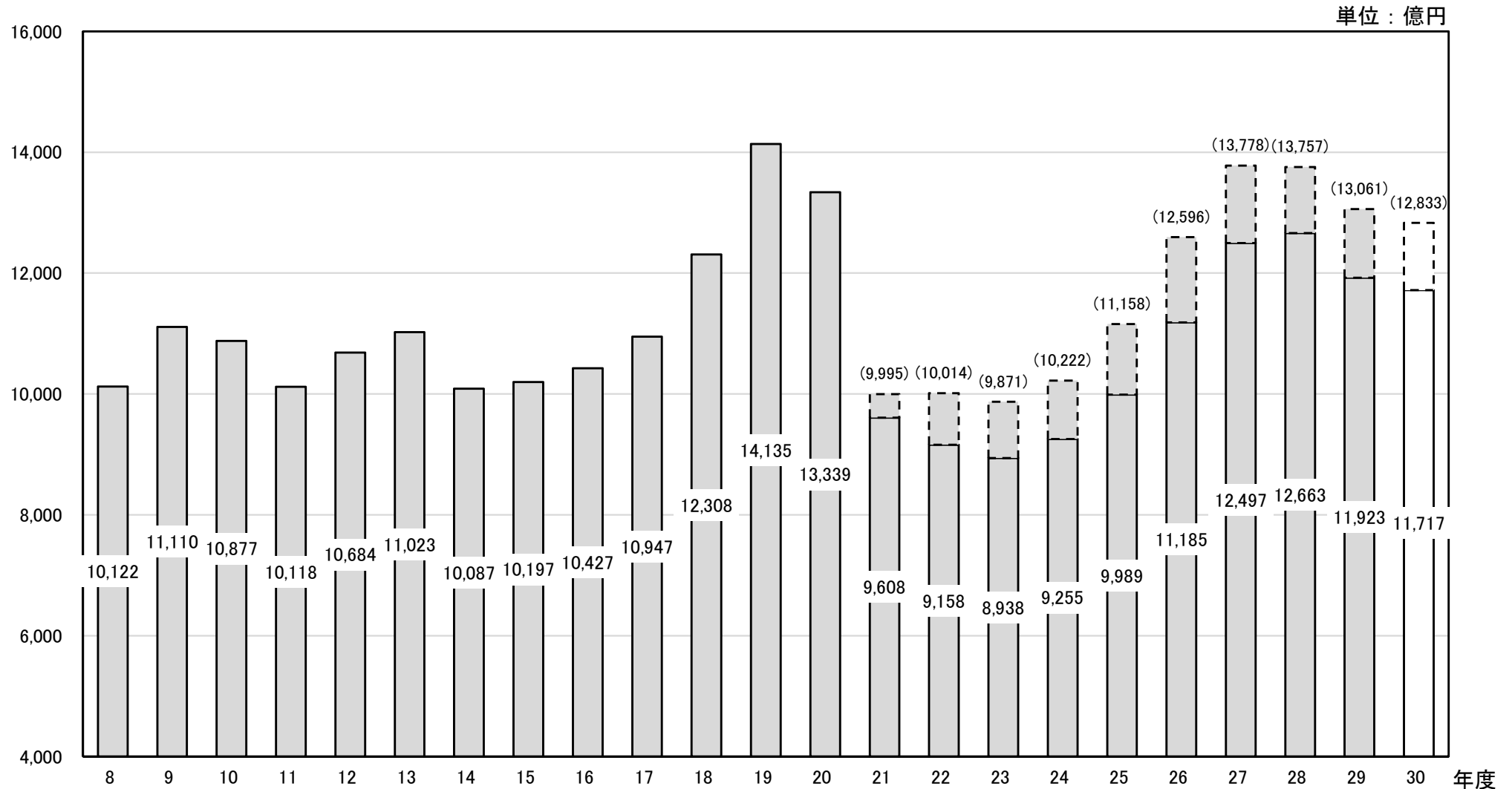
5. おわりに

- 地方間での財源の取り合いではなく、地方税を充実させ地方の役割に見合った税財源を確保するとともに、日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させることが重要。

愛知県の財政状況

県税収入の推移（愛知県）

○ 本県の県税収入は、地方税収全体のトレンドと異なり、地方法人課税に関する累次の税制改正等による影響が大きく、地方法人特別譲与税を含めても、リーマンショック前の平成19年度の水準には至っていない。

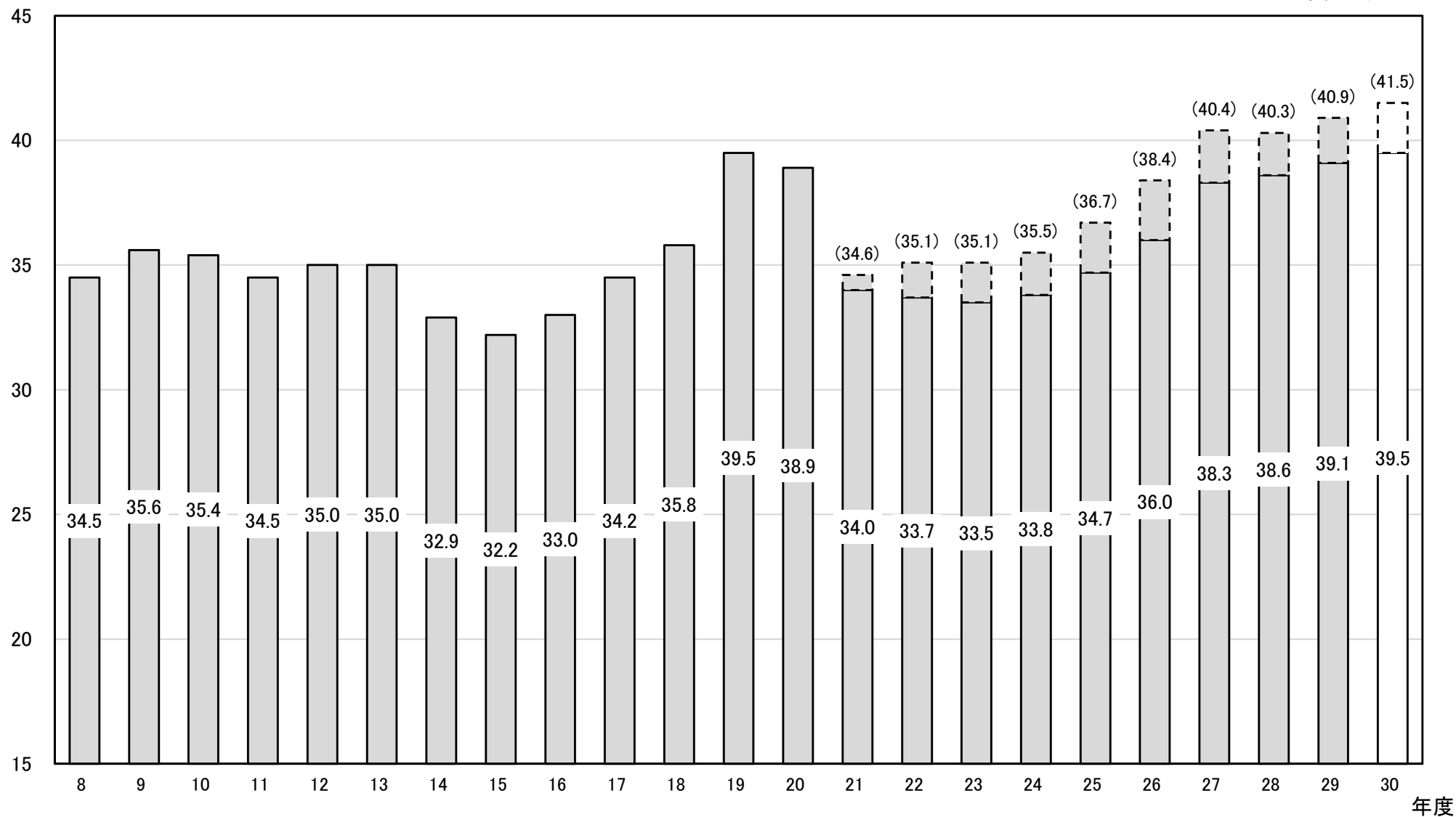


※1 平成28年度までは決算額、29年度は決算見込額、30年度は当初予算額である。地方消費税は清算前である。

※2 括弧書きは、平成21年度以降、地方法人特別譲与税を含めた額である。

〔参考〕 地方税収の推移

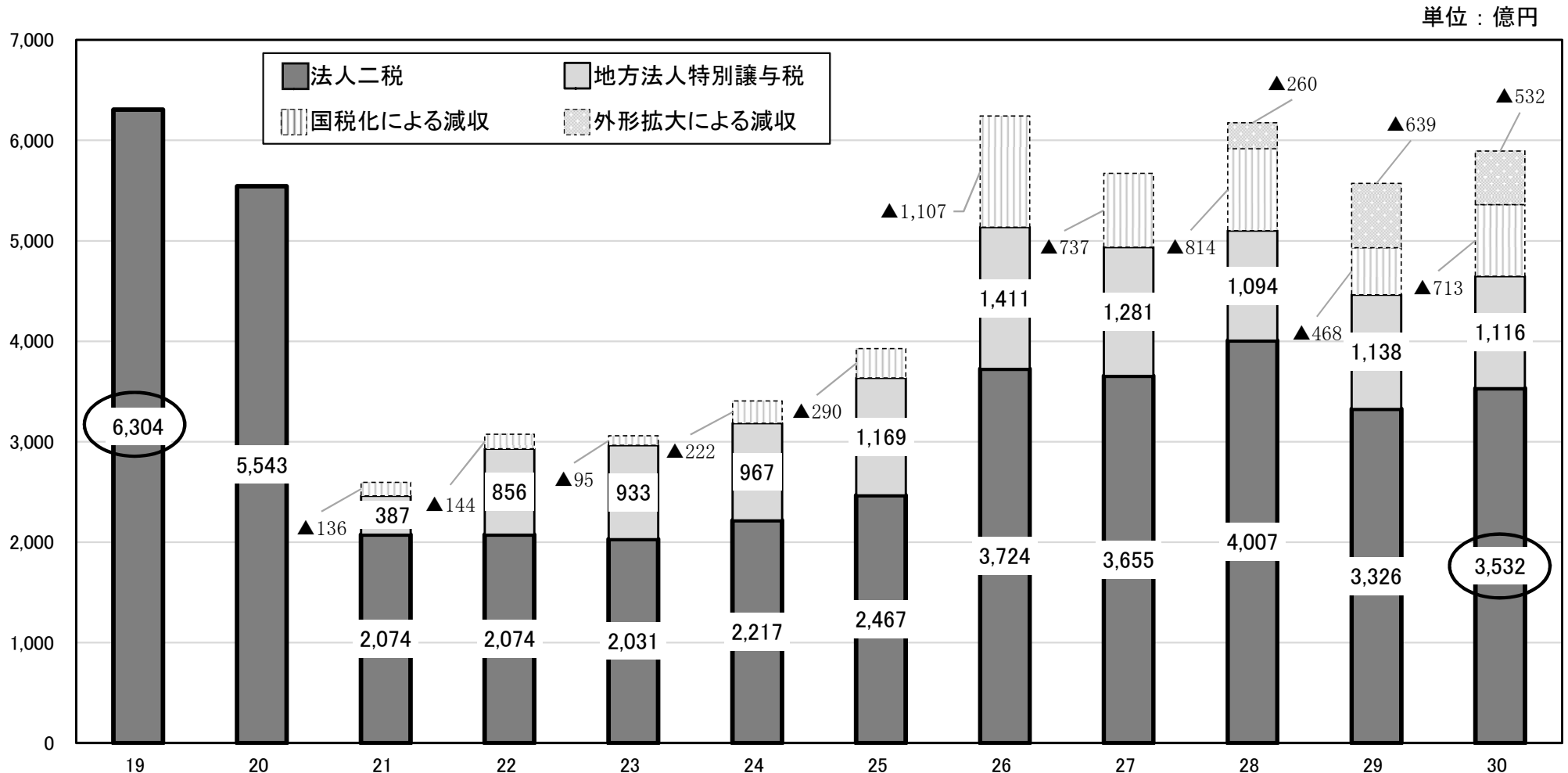
単位：兆円



- ※1 超過課税及び法定外税等を含まない。
- ※2 平成28年度までは決算額、29年度は決算見込額、30年度は地方財政計画額である。
- ※3 括弧書きは、平成21年度以降、地方法人特別譲与税を含めた額である。

法人二税収入の推移（愛知県）

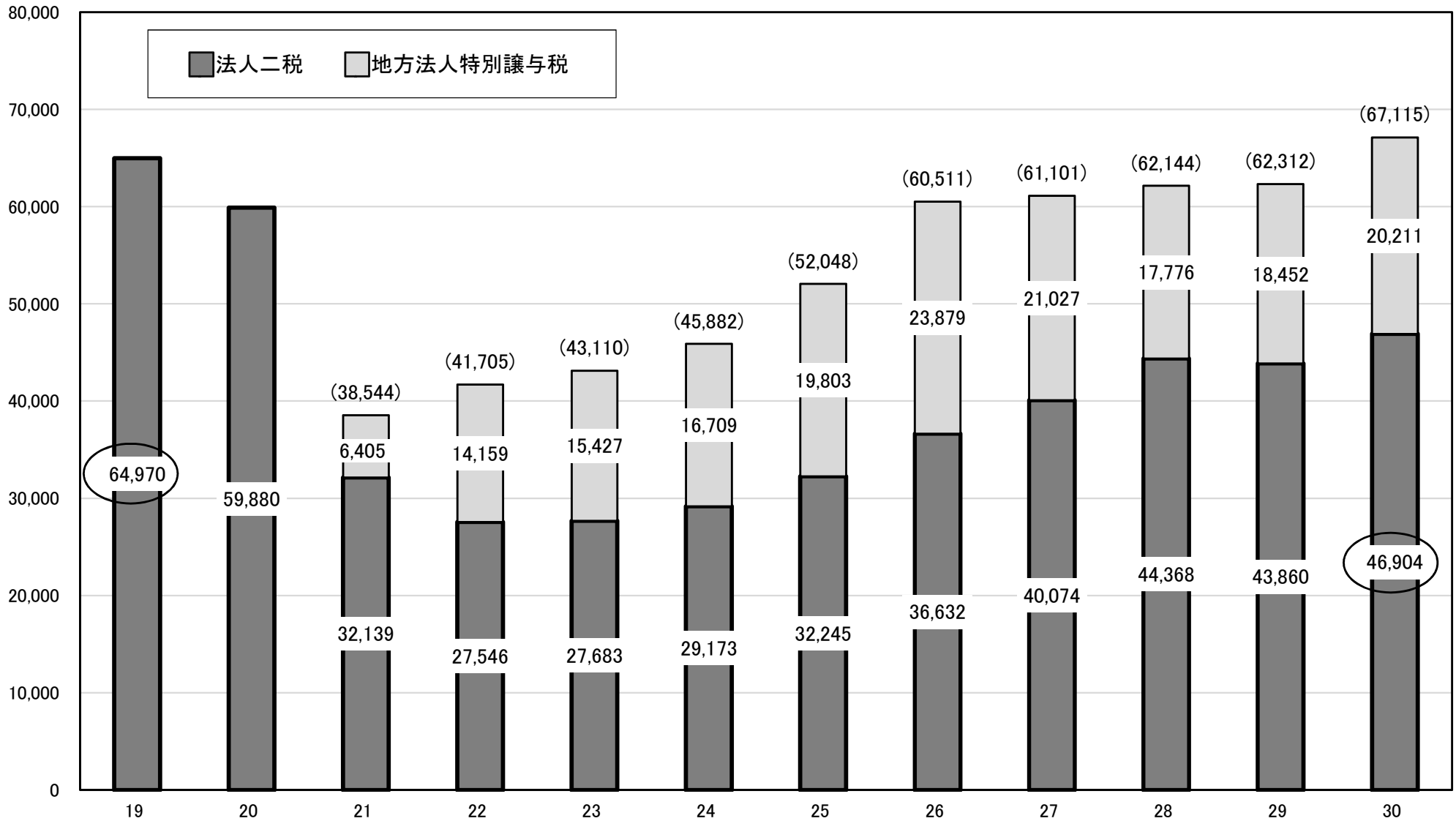
- 本県の法人二税収入は、外形標準課税の拡大を含む累次の税制改正による税収構造の変化のため、平成30年度当初予算額は、平成19年度決算額の56%（地方法人特別譲与税を含めても73.7%）の水準となっている。
- なお、平成29年度は、前年度前半の円高による輸出型産業の収益減や、外形標準課税の拡大（3/8→5/8）の影響により、前年度から大幅な減となっている。



※1 平成28年度までは決算額、29年度は決算見込額、30年度は当初予算額。
 ※2 「国税化による減収」：地方法人特別税（20年度～）及び地方法人税（26年度～）による減収額。
 ※3 「外形拡大による減収」：27年度税制改正（外形標準課税割合1/4→3/8）前と比較した減収額。

〔参考〕 都道府県の法人二税収入の推移

単位：億円

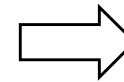


- ※ 1 超過課税及び法定外税等を含まない。
- ※ 2 平成28年度までは決算額、29年度は決算見込額、30年度は地方財政計画額である。
- ※ 3 括弧書きは、平成21年度以降、地方法人特別譲与税を含めた額である。

〔参考〕 税収構造の安定化（法人所得に対する税収感応度の低下）

- 法人事業税の暫定措置の創設以前は、法人所得（単年度損益）が1,000億円増加すると、県税収入が97億円増加する構造にあった。
- その後の累次の税制改正により、法人所得が1,000億円増加した場合の県税収入の増加は、32億円となっている。

H19



H28

	税率	概要
法人事業税(外形法人)所得割	7.416	標準税率7.2% +超過課税0.216%
法人事業税(外形法人)付加価値割	0.4944	標準税率0.48% +超過課税0.0144%
法人県民税 法人税割	1.74	法人税税率30%× (標準税率5%+超過課税0.8%)
地方法人特別譲与税	—	
税率計	9.6504	

税率	概要
0.916	標準税率0.7% +超過課税0.216%
1.2144	標準税率1.2% +超過課税0.0144%
0.936	法人税税率23.4%× (標準税率3.2% +超過課税0.8%)
0.1786	法人事業税率相当2.9% ×人口・従業者愛知県シェア 6.16%
3.2450	

法人所得が1,000億円増加した場合の
県税収入の増

97億円

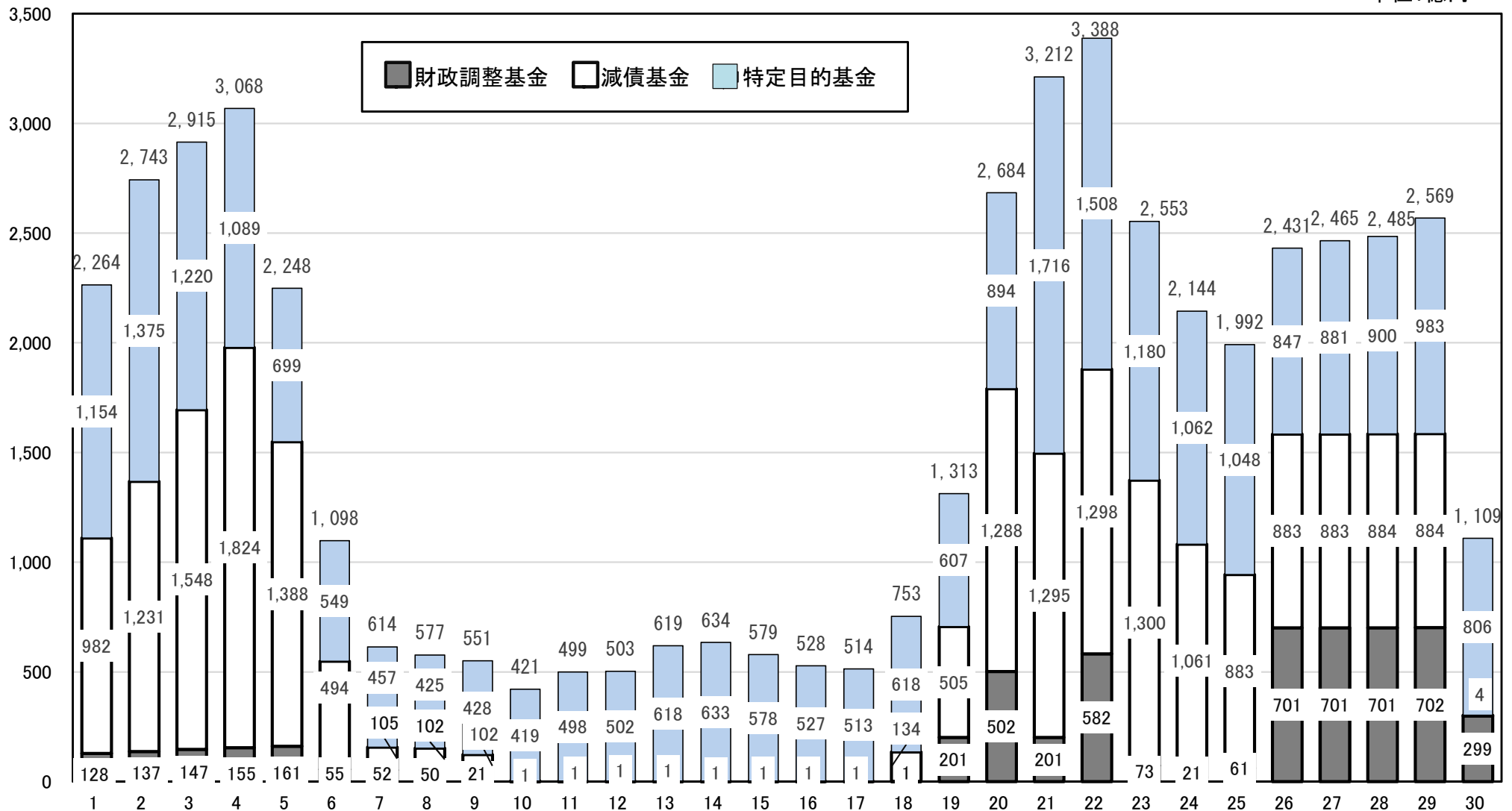
32億円

※ 超過課税の税率は愛知県の現行税率である。

基金残高の推移（愛知県）

- 戦後初の赤字決算となった平成10年度に財政調整基金及び減債基金（満期一括償還分を除く）が枯渇。
- その後、行革の取組等により、平成18年度以降、基金を回復させ、毎年度、年度間の財政調整を実施。

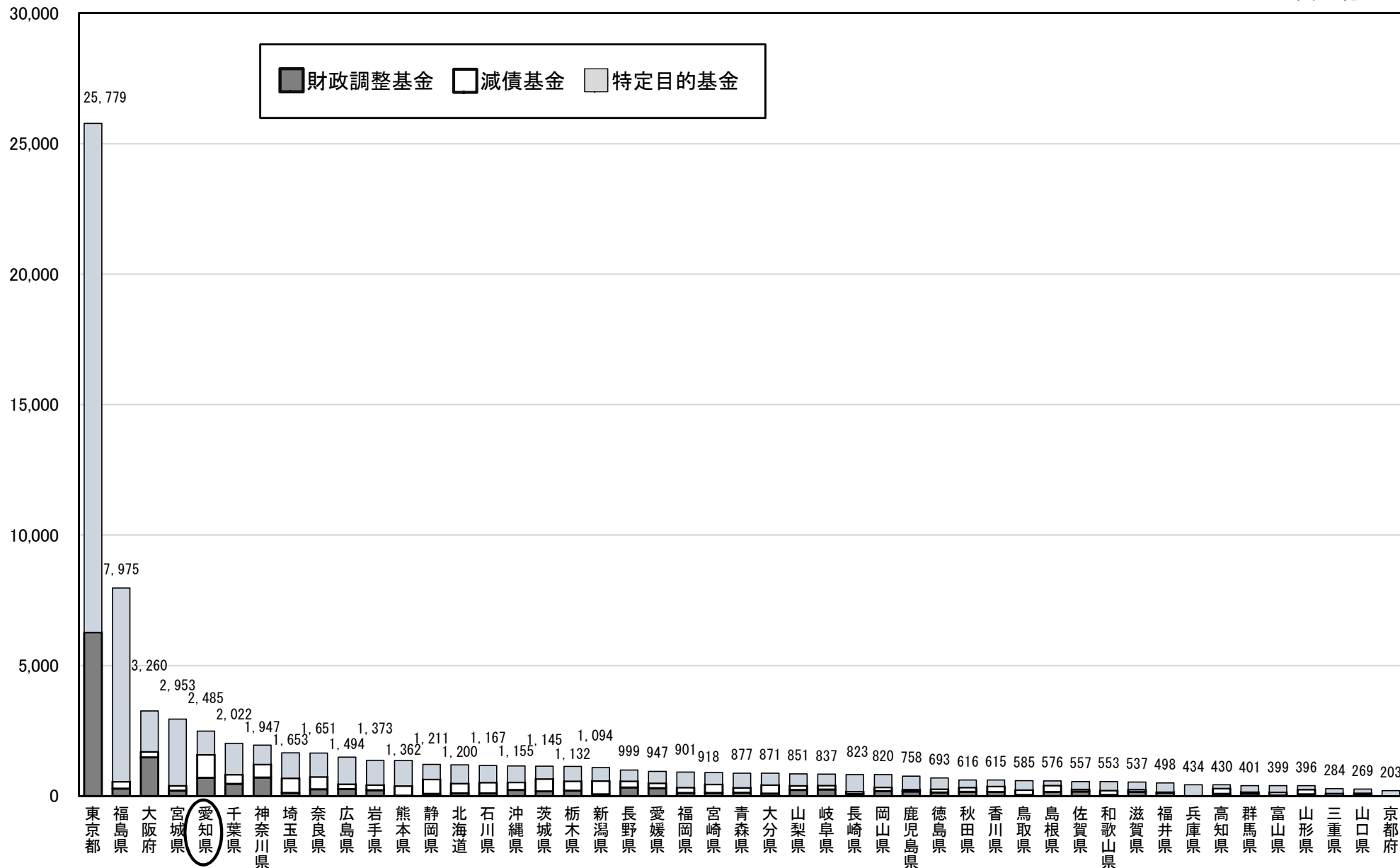
単位：億円



※ 平成28年度までは決算額、29年度は決算見込額、30年度は当初予算ベースである。

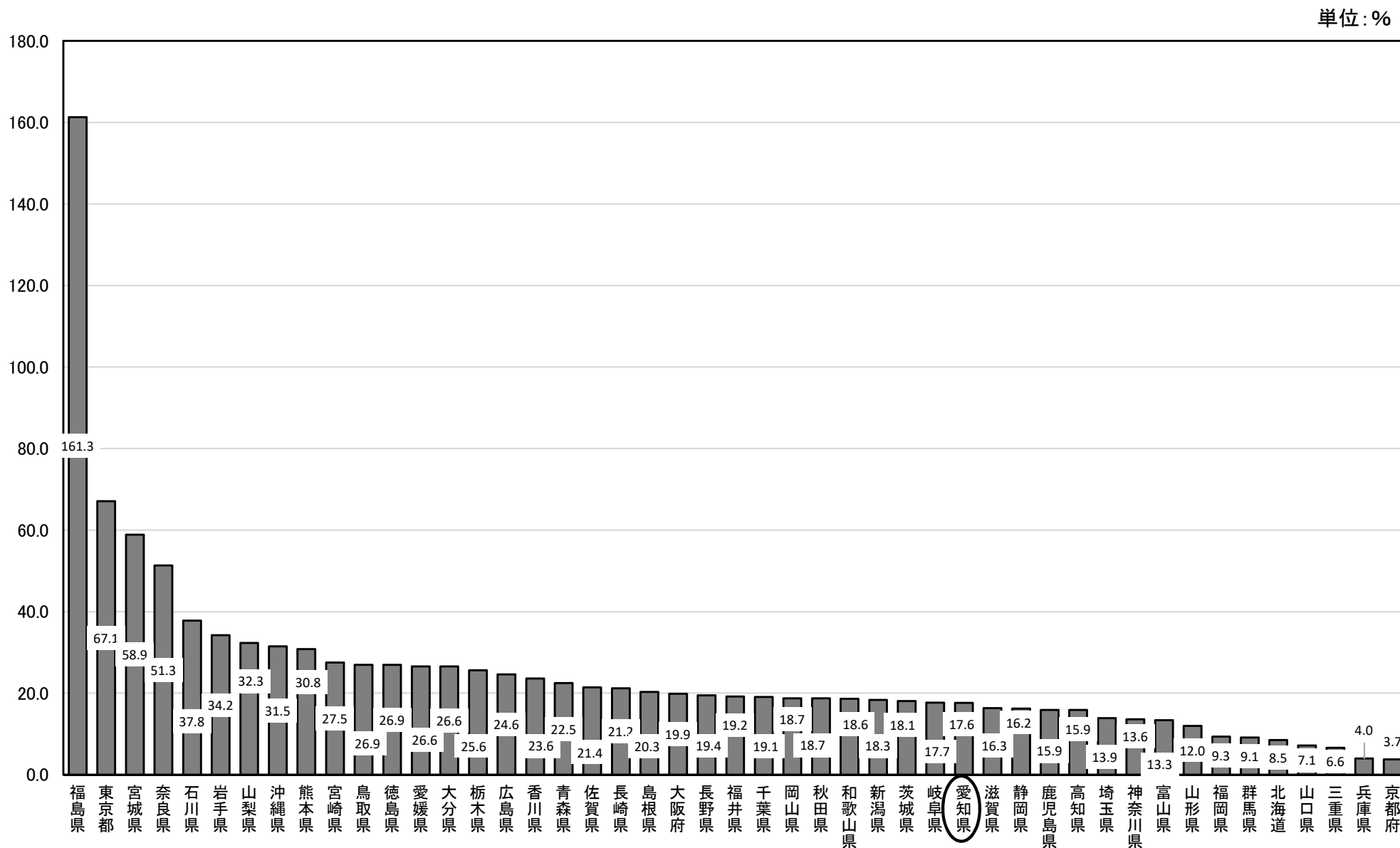
〔参考〕 基金残高の状況（平成28年度決算）

単位：億円



※ 東日本大震災分を含む。

〔参考〕 基金残高の標準財政規模に対する割合（平成28年度決算）



※1 東日本大震災分を含む。

※2 東京都は特別区に係る上下水道・消防等の事務を担うが、標準財政規模は都道府県分のみの数値であり、他団体と単純な比較はできない。

臨時財政対策債の累積残高等の推移（愛知県）

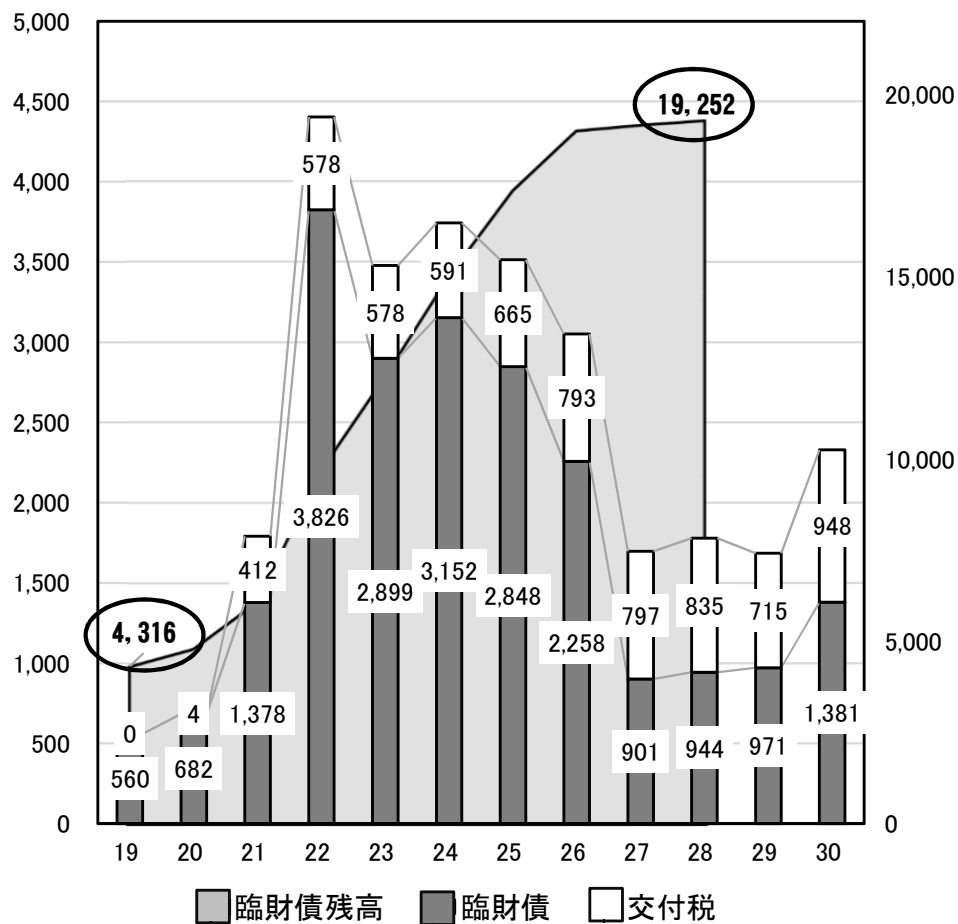
- 本県は、地方交付税に対し臨時財政対策債の割合が高く、臨財債残高は平成19年度から10年間で4.5倍に増加。
- 一方、全国では、臨財債残高は同期間で2.6倍に増加。

愛知県

単位：億円

（左軸：臨財債、交付税）

（右軸：臨財債残高）

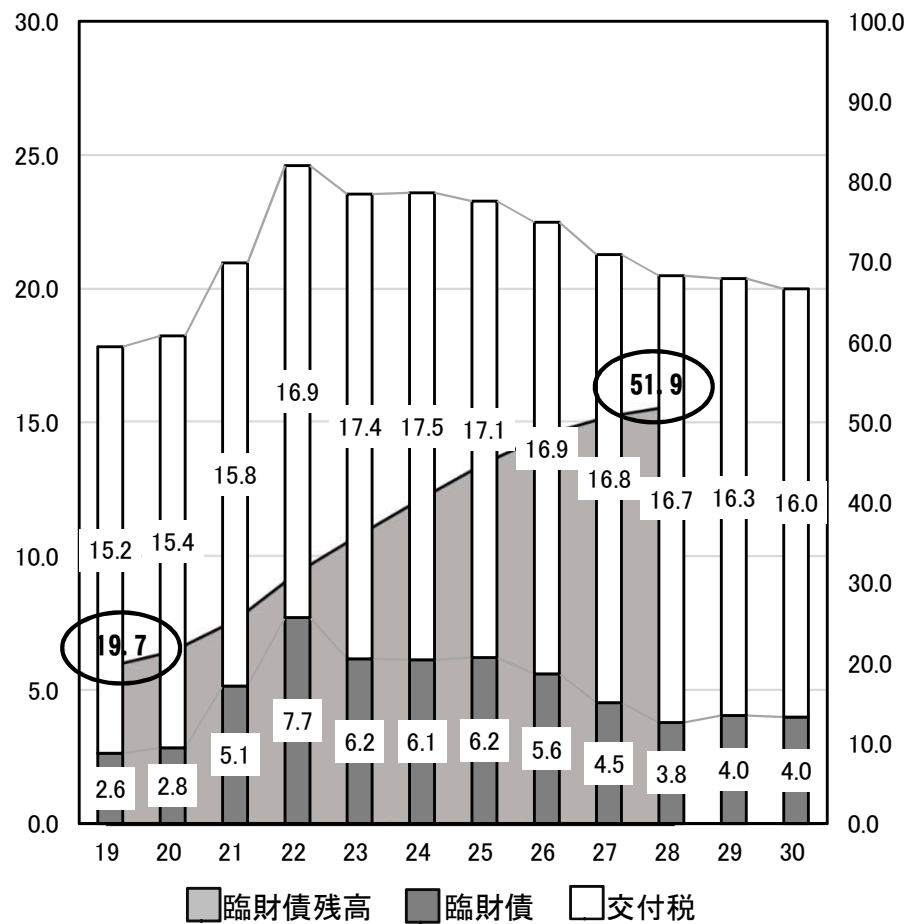


全国

単位：兆円

（左軸：臨財債、交付税）

（右軸：臨財債残高）



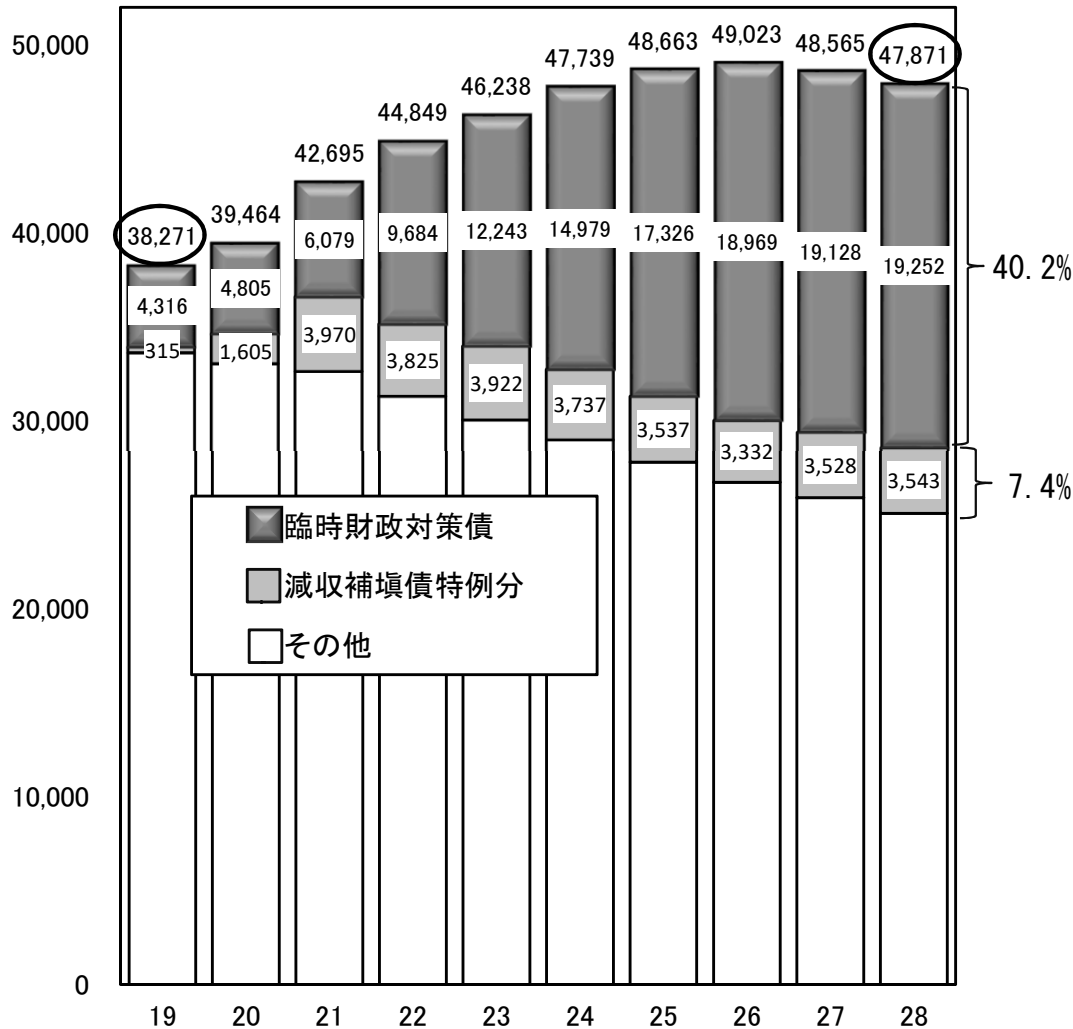
※1 「臨時財債残高」は、減債基金（満期一括償還分）相当額を控除している（決算統計ベース）。
 ※2 愛知県の「臨時財債」「交付税」は、平成29年度までは決算額（特別交付税を含む）、30年度は決定額（特別交付税を除く）である。
 ※3 全国の「臨時財債」「交付税」は、地方財政計画ベースである。

地方債残高の推移（愛知県）

○ 本県は、臨時財政対策債や減収補填債の発行額が大きく、平成19年度と比べて地方債残高は大きく増加。
 ○ 一方、全国の地方債残高は概ね横ばい。

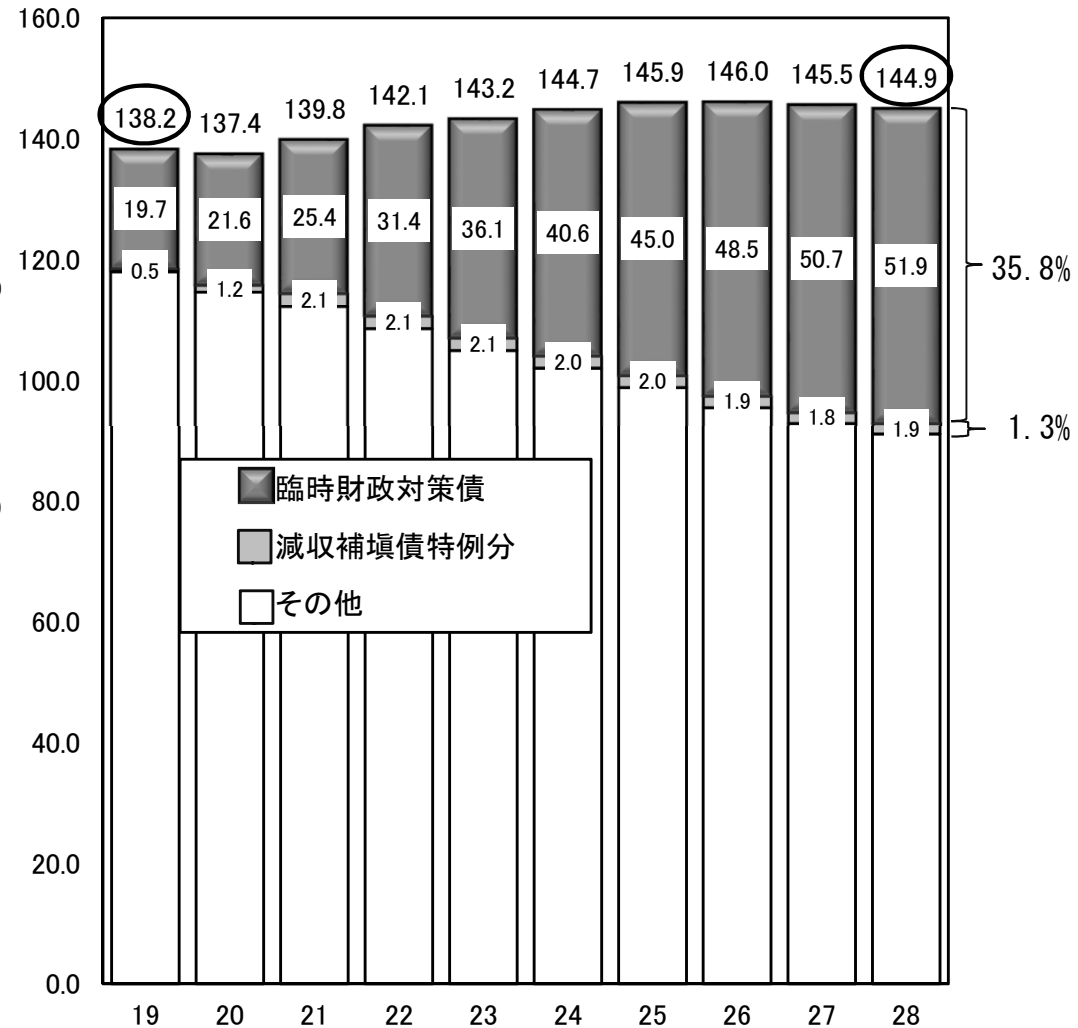
愛知県

単位：億円



全国

単位：兆円



※ 減債基金（満期一括償還分）相当額を控除している（決算統計ベース）。